

# 令和3年度 富山県立高等学校授業料減免制度について

(富山県教育委員会)

## 1 授業料減免制度とは

家計急変があった世帯や、専攻科に在学し品行方正かつ修学意欲がありながら、経済的理由により修学が困難と認められるにもかかわらず、富山県立高等学校専攻科修学支援金が支給されない生徒に授業料の全額又は半額免除を行っています。

なお、本制度は授業料のみを対象としていますので、入学料や学校諸費等は納入してください。

## 2 減免対象者及び減免の判定区分

減免基準	減免の対象となる者	減免区分
(1)	生活保護法による生活扶助受給者又はその者と同一世帯に属する者	全額免除
(2)	児童福祉法による養護施設に入所している者又は里親に委託されている者	全額免除
(3)	2親等以内の親族のうち、祖父母及び父母がなく本人以外は20歳未満の兄弟姉妹(その兄弟姉妹が就学者である場合は20歳以上であっても可)のみの世帯に属する者	全額免除
(4)	次に掲げる世帯に属する者で、授業料等の納入が困難であると認められる者 ア 母(父)子世帯 イ 失業者のいる世帯 ウ 心身障害者(身体障害者手帳に障害の程度第1級~第3級と判定されている者又は富山県療育手帳に障害の程度Aと判定されている者に限る)のいる世帯 エ 災害(家屋の流失等)を受けた世帯 オ 保護者の失職、倒産等の家計急変があった世帯 カ その他特別の事情のある世帯	ア~エ及びカ: 全額免除 又は 半額免除  オ: 全額免除
(5)	留学を許可された者	全額免除

高等学校専攻科就学支援金が全額支給される者は該当しません。なお、高等学校専攻科修学支援金が半額支給される者は、支給額をさし引いた減免区分となります。

## 3 減免の認定方法

2の減免基準(4)については、同一世帯全員の1年間の総所得金額からひとり親世帯、就学者のいる世帯、障害者のいる世帯などの特別控除額や給与所得控除額を差引いた金額が、県で定める世帯人員ごとの収入額基準よりも低い場合に認定されます。

この世帯人員ごとの収入額基準は下記のとおりです。一応の目安として参照してください。

世帯人員	収入額基準 (単位:千円)	
	全額免除	半額免除
2人	2,350	2,554
3人	2,705	2,940
4人	2,934	3,189
5人	3,162	3,437
6人	3,350	3,642

## 4 減免申請の提出先等

授業料等減免申請書は、生徒が在籍する学校で受け取り、学校の指定する期限までに提出してください。

なお、兄弟姉妹でそれぞれ違う学校へ申請する場合の添付書類は、兄・姉の一方のみ原本として、弟・妹はコピーでも構いません。

書類が不備、記載事項が不正確又は事実と反する場合は、減免されないことがあるので注意願います。

## 5 「富山県奨学資金制度」との併用

減免制度のほかに、経済的な理由により修学が困難な方に、学資を貸与する『富山県奨学資金制度』があります。授業料減免制度と併用することも可能です。

## 6 問い合わせ先

提出書類等不明な点は、学校まで問い合わせてください。